

提出日を記入してください

記入例

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

令和 4 年 4 月 1 日	千葉県御宿町長 殿	整理番号	個人番号を記入してください
住所	〒123-4567 東京都〇〇区△△1-2-3	フリガナ	オンジユク タロウ
電話番号	03-1234-5678	氏名	御宿 太郎
		個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
		生年月日	平成1年1月1日

※住民票の住所及び貼付の本人確認住所と一致していること

に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をい  
寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同条第1項ただし書を除く。）の場合に寄附金税額控除の提出してください。

複数回寄附した場合は、その都度申請書を提出する必要があります

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和4年1月1日	10,000円

2. 申告の特例の適用を受けるための申請を行う場合のチェックをしてください。

①と②どちらも該当する場合のみワンストップ特例の申請ができます。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	✓
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書提出義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する期間に、地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者として申告書提出義務のない者	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	✓
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

①寄附した年の寄附先が「5自治体以下」

②「確定申告をする必要がない方」

下記書類が確認できるようにコピーを重ならないように貼り付けてください。

※確認書類の氏名・住所・生年月日・個人番号を確認できる状態で貼付してください。

※貼付枠(太枠)に入りきらない書類は裏面に貼付してください。

※貼付枠(太枠)よりも大きなサイズの書類は貼付せずにそのまま同封ください。

※住所変更があった場合は、必ず更新して下さい。  
また、記載内容がわかるように用紙の裏面にコピーを貼付してください。

次のうちいずれかの写し

・マイナンバーカード(裏面)

※個人番号のある面

・マイナンバー通知カード

※通知カードの氏名・住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用できません。

・個人番号が記載された住民票の写し

※貼付せずに同封してください。

・顔写真付き書類のコピー

・マイナンバーカード(表面)

・運転免許証又は運転経歴証明書

・障害者手帳

・特別永住者証明書

・旅券(パスポート)

・在留カード

・療育手帳

など

※上記をお持ちでない場合は下記から2点必要です。

・印鑑証明書

・健康保険証

・写真なし身分証明書

・国民年金手帳

・納税証明書

※寄附をした年の翌年1月10日(必着)までにご提出ください。

# ワンストップ特例申請書の記入例及び注意事項

## 1. 提出期限

寄附した翌年の1月10日必着

※期限を過ぎた場合は、申請書の受付をすることが出来かねますのでご注意ください。

## 2. 記載事項

お申込時に入力していただいた情報を印字しています。内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご提出ください。

郵便番号・住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号・生年月日・寄附年月日・寄附金額に空欄がある場合はご記入ください。

## 3. 提出書類

①ワンストップ特例申請書、②下記1～3いずれかの書類の写し

1	マイナンバーカードの写し(両面)	
2	マイナンバー通知カードの写し又は個人番号が記載された住民票の写し	▼次の顔写真入り身分証明書のうちいずれか1点 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書など
3	 ※記載内容に変更がある場合は個人番号確認書類としてご利用できません	▼次のうちいずれか2点 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳 ・健康保険証 ・納税証明書 ・写真なし身分証明書

※上記の書類に記載の住所は申請書の住所と一致する必要があります。

※個人番号確認書類及び本人確認書類が同封されていない場合や書類に不備があった場合は、ワンストップ特例制度を適用することができません。封入前に再度ご確認ください。

## 4. 受付完了の通知

ワンストップ特例申請の受付完了の通知につきましては、書面(寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書)にて通知します。

※受付の不備があった場合は電話またはメールにて通知します。

※特例申請書を提出後、住所・氏名などに変更があった場合は、「寄附金税額控除に係る申告特例事項変更届書」及び変更後の内容が記載された本人確認書類の提出が必要になりますのでご注意ください。

▼お問合せ先

TEL:0170-68-2512(直通)

Mail:furusato@town-onjuku.jp

〒299-5102

千葉県夷隅郡御宿町須賀1522

御宿町役場企画財政課 ふるさと納税担当 行

▲必要に応じて、封筒に貼ってご利用ください。